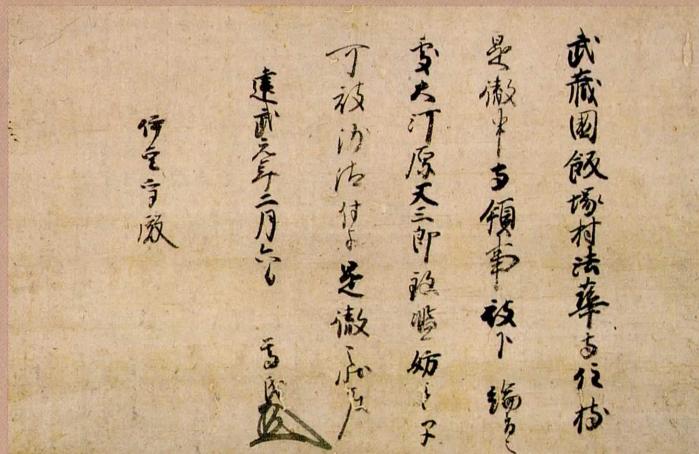


平成5年度第2回収蔵文書展

さいたまの文書—中世—

—収蔵中世文書ガイド—

1993.11.6~12.5



埼玉県立文書館

開催にあたって

中世は鎌倉幕府が成立した12世紀末から織田・豊臣政権の成立を経て小田原北条氏の滅亡した16世紀末までの400年間をいい、鎌倉・南北朝・室町・戦国の4時代に区分されています。この時代は鎌倉・室町の武家政権が成立・継続する一方、ながく続いた動乱のなかから新しい地域権力が形作られ、そこから近世につながる統一政権が誕生しました。このような中世に作成された文書は実際に多種多様な様式・形態を持ち、地域性豊かな内容を今日に伝えています。本館には戦国時代を中心に鎌倉時代からの中世文書が多数収蔵されておりますが、それらには本県の歴史を解明するものだけではなく、広く県外関係のものも少なからず含まれております。

本館は昭和44年(1969)に開館以来「郷土についての歴史的価値のある文書及び記録並びに県の公文書その他必要な資料」の収集・保存を図りながら、これらを計画的に整理・公開してまいりました。本年は昭和58年(1983)に現在地に移転して10年目を迎えたところであります。

そこで、今回は本館に収蔵されている中世文書を文書群(所蔵者)別に紹介し、それぞれの伝来や特徴などについて理解を深めていただけるように展示を企画いたしました。この展示を通して本館収蔵の中世文書の全体像をみていただき、あわせて中世埼玉の調査研究や地域学習に少しでも役立てていただければ幸いに存じます。

最後に、この文書展を開催するにあたり、貴重な古文書を提供くださいました多くの寄贈・寄託の方々に深く感謝申し上げます。

平成5年11月

埼玉県立文書館

本冊子は、1993年11月1日現在の埼玉県立文書館収蔵の中世文書を含む28文書群の解説と中世文書186点の目録を収録したものである。

表紙写真：建武元年2月6日 足利尊氏御判御教書（法華寺文書No.2）

埼玉県立文書館収蔵中世文書の概要

本館に収蔵されている中世文書は28文書群186点（写・聖教を除く）である。それらの群別の解説、文書目録は別記の通りであるが、ここでは内容別に分けてそれぞれの特色をみていくことにする。

鎌倉時代以来の代表的な武蔵武士の文書として知られるのが安保文書である。鎌倉末～戦国時代にわたる内容をもつが、鎌倉府や古河公方関係など東国中世史に関わる重要な文書が多い。

岩付太田氏家臣関係文書として代表的なのが道祖土家文書である。太田資頼、資正、氏房及び後北条氏による岩付領支配の文書が豊富であり、東国戦国時代研究上重要な文書群の一つである。このほか岩付から追放された太田資正・梶原政景に従った三戸氏の文書が一部収蔵されている。松山上田氏関係では大野（正）家文書に上田憲定朱印状など2点が伝わる。

鉢形北条氏邦家臣関係には金井家、斎藤（古）家、長谷部家、逸見家、持田（英）家の5家の文書がある。家臣団、知行宛行、諸役など氏邦による鉢形領支配文書でほとんど占められ、また、氏邦の3型の朱印の変化をみることができる。さらに氏邦の幼名乙千代時代の発給文書も数点みられることも特色の一つである。

忍成田氏関係として長野家文書がある。氏長の朱印状、熊谷町の木綿売買、伊勢参宮、連歌師との交流など、4点の文書は形態、内容の面で注目されるべきものがある。

古河公方重臣築田氏の家臣である戸張氏の文書は4点あり、築田領吉川宿支配に関わるもの。築田氏の文書は、本県では渡辺家（現吉川町、旧赤岩大泉院）文書に数点あるのみである。

市や商業関係の文書は全県的に多いとはいえないが、浦和宿本陣文書は戦国時代末期の浦和宿・市の禁制などがまとまっており、前述の長野家文書とともに重要なものである。

寺院文書には清河寺（臨済宗）、忠恩寺（浄土宗）、法華寺（臨済宗）、明星院（真言宗、小室闕伽井坊関係）の各文書はいずれも岩付領内の寺院として戦国時代は岩付城の太田氏の支配を受け、資正、氏資、氏房の発給文書が多くみられる。さらに、清河寺は鎌倉府の祈願寺として足利持氏御判御教書など、法華寺は建武新政府の知行安堵の文書を伝えている。また、龍興寺は足利持氏位牌所の由緒を伝え、古河公方の文書を所蔵する。修驗文書には安部家文書（旧本山派宝珠院）、市川家（旧当山派万仁坊）、相馬家文書（旧本山派山本坊）、（旧）不動院文書（旧本山派）がある。不動院は中世末には小田原玉滝坊とともに関東修験を統括しており、山本坊も有力な先達として近世文書も多数伝えている。

収集文書には前記の大野（正）家文書のほか、小室家文書（東寺百合文書など）、埼玉県立文書館収集文書（赤堀文書、平岩文書）、杉浦家文書（浅野家文書）、西角井家文書、堀口家文書がある。これらの中には伝来が未詳のものも含まれている。また、西角井家文書には明治維新政府が回収した中世・近世の寺社領の宛行・安堵状が1,048点ある。そのほとんどが切断あるいは花押・印章が墨で抹消されている。戦国時代の文書は9点であるが、徳川家康の朱印状・判物が主である。

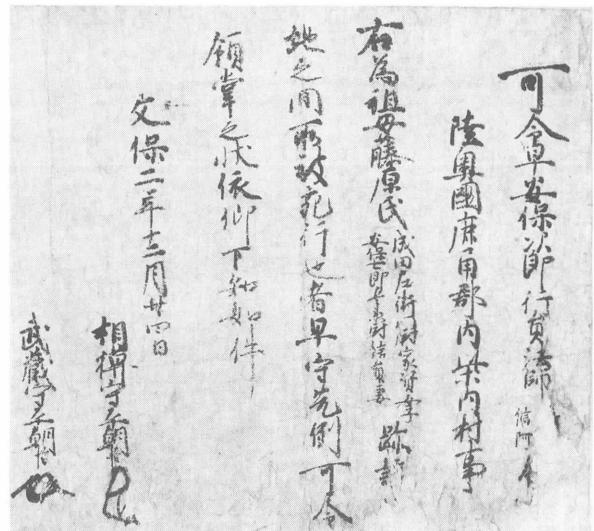
本県には県外から多数の方が文書を持って移り住んでいる。そのなかには中世文書も少なくなく、それらは本県とは異なる各地の多様な歴史的特徴を示している。そのような中世文書のうち、本館に寄託されているのが石垣家文書（旧出羽国米沢藩家中鳴津家文書、上杉氏関係）、井原家文書（旧長門国萩藩家中、毛利氏関係）の2家の文書である。

以上から本館収蔵文書の特徴をみると、本県全体にいえることだが、戦国時代の文書が圧倒的に多いこと、戦国時代の領域でみると、岩付領及び鉢形領の文書が多いこと、深谷上杉氏、羽生木戸氏、滝山（八王子）北条氏照の発給文書が未収蔵であることなどがあげられる。

安保文書

あほ・もんじょ

武藏七党の一つ丹党に属した安保氏の文書。賀美郡安保郷（現神川町）を本領とし、中世を通して北武藏を中心に活躍した。安保惣領家は鎌倉幕府の滅亡に殉じ、南北朝時代以降は庶流の光泰の系統が主流となった。現存の安保文書は光泰の系統の文書で、本館に37点、横浜市立大学図書館に21点が分蔵されている。3卷に仕立てられ、第1巻は11点、鎌倉時代1点、南北朝時代9点、室町時代1点で、関東下知状は成田安保氏のもの、足利直義下知状は直義の知行安堵権行使を示す文書として知られる。鎌倉府関係が多数を占める。第2巻は13点で、すべて室町時代のもの。結城合戦や嘉吉の乱関係、古河公方足利成氏書状など。第3巻は13点で戦国時代のもの。古河公方足利高基、同晴氏の書状等が主で、安保全隆置文、上杉憲房感状や後北条氏の文書が含まれる。

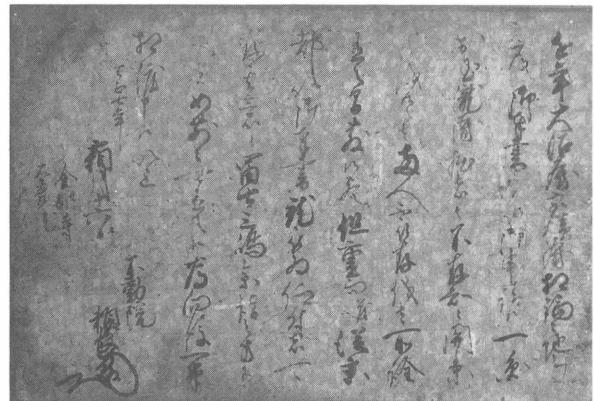


文保2年12月24日 関東下知状 (No.1)

安部家文書

あんべけ・もんじょ

榛沢郡深谷宿（現深谷市）の日本山派修験大沼山宝珠院の文書。宝珠院は幸手不動院（現春日部市）配下。総点数は中世から近代まで約300点であるが、中世文書は天正7年(1579)霜月16日の不動院頼長書状（額装）1点。大沼坊と宝積坊（現児玉郡美里町）の相論に関わって、小田原玉滝坊とともに不動院が関東修験を統括する地位にあることを示す内容である。近世の修験文書は慶長14年(1609)5月17日の聖護院門跡御教書（北武藏半沢郡年行事職、掛幅装）、寛政元年(1789)7月25日の聖護院門跡御教書（金欄地結袈裟免許）、天保11年(1840)10月の大沼坊再興勧化帳がある。近世、近代を通して典籍類が多く、近世は四書五経、近代は教科書が主で、家関係の文書も含まれる。



天正7年霜月24日 不動院頼長書状 (No.300)

石垣家文書

いしがきけ・もんじょ

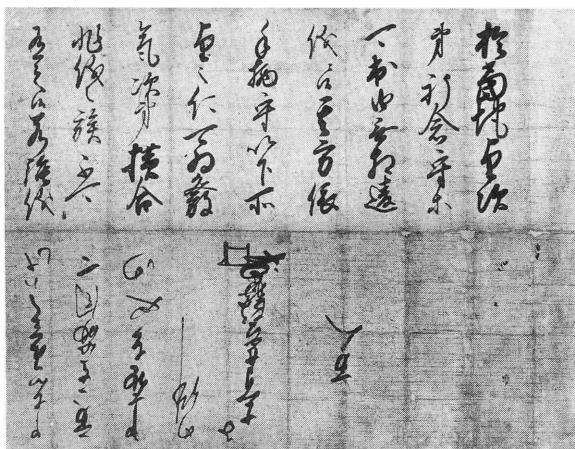


天正10年 8月7日 上杉景勝朱印状 (No.6)

出羽国米沢藩家中嶋津氏の文書。嶋津氏は信濃国水内郡長沼(現長野市)出身の領主で、天文年間(1532~55)、甲斐国の武田信玄の信州進出によって越後国に移り、上杉氏に属した。天正10年(1582)、上杉景勝の北信進出によって嶋津忠直は旧領を復し、長沼城主となった。中世文書17点のほとんどは景勝が北信に進出した天正10・11年に集中し、景勝朱印状や直江兼続・狩野秀治らの書状がある。内容は知行宛行、徳川家康方の小笠原貞慶との抗争に関わるもののが主。近世文書は慶長6年(1601)の知行目録を始め初期のものがまとまっており、また由緒書も数点ある。未成巻なので、中世・近世を通して旧状を伝えている文書が多い。米沢市立上杉博物館にも同時期の中世文書5点が寄託されている。なお、石垣家は嶋津家と姻戚関係にある。

市川家文書

いちかわけ・もんじょ



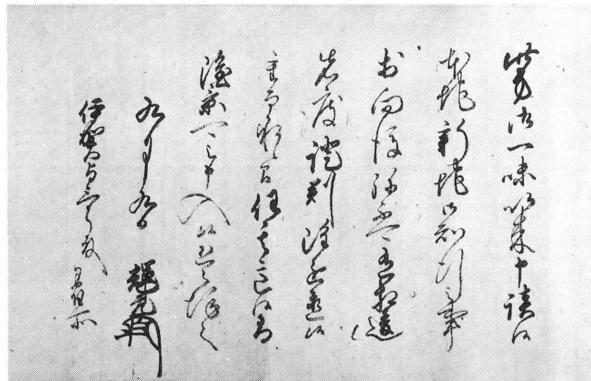
子(天正4) 11月26日 大道寺政繁判物 (No.1)

1巻3点。入間郡大仙波村(現川越市)の旧修験万人(仁)坊文書。同坊は『新編武蔵風土記』によると、大仙波村稻荷社持で、当山派修験とある。子(天正4年と推定)11月26日の河越城代大道寺政繁判物は、河越における守札の発行権を万人坊に認めたものである。さらに『新編武蔵風土記』には大仙波村に愛宕社の記載があり、その愛宕社は近世初頭に建立され万人坊が別当となつた愛宕山のことと思われる(文禄2年—1593—正月11日 東光坊証状)。このとき、万人坊は京都愛宕山長床坊の末寺に定められている。さらに、慶長19年(1614)2月27日には、川越城主酒井忠利が同社に大仙波郷内の中田・中畠を1反ずつ寄進している。

井原家文書

いばらけ・もんじょ

井原家は長門国萩藩家中。高氏の系譜を引き、安芸国高田郡井原村（現広島市）出身の在地豪族で、応永11年（1404）の安芸国人連署契状（毛利家文書）に井原美作守在教がみえる。戦国時代には毛利氏に属する。同時代末期に宗家元尚、次男元以、三男元歳の3家に分かれたが、本文書は三男元歳の家系に伝來した。近世の井原家は藩の要職に就き、知行高はほぼ1,000石であった。中世文書は戦国時代のもので、3卷（No.40・71・85）に成巻。原文書はNo.85の13点で、初代元歳が備前国の伊賀氏の娘を妻とした関係で当家にもたらされたもので、天正9～12年（1581～84）にかけて、毛利輝元、小早川隆景、吉川元春らの書状や起請文などがまとめられている。No.40の27点、No.71の26点は他家文書の写。ほかに天正15年、九州平定に関わる豊臣秀吉朱印状がある。



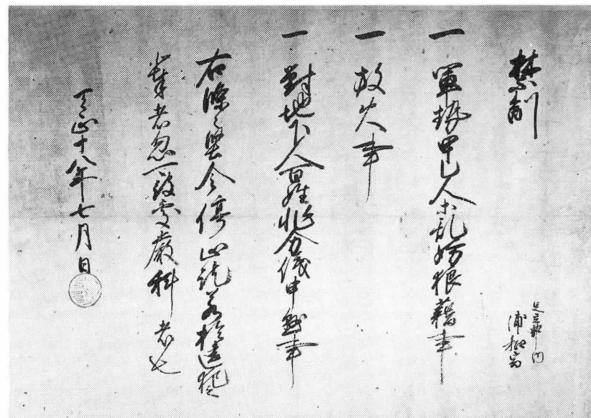
9月9日 毛利輝元書状（No.85-6）

浦和宿本陣文書

うらわじゅくほんじん・もんじょ

本文書を伝えた浦和宿本陣星野家は中世からの土豪と伝え、近世には慶長年間に最寄郡中取締役、寛永年間には本陣及び紀州藩鷹場の鳥見役を命じられたといい、現在廃絶している。

中世文書は1点が年未詳の北条家朱印状、ほかの3点は天正18年（1590）、豊臣秀吉の小田原攻めに関わるもので、浅野長吉が秀吉禁制の取り次ぎをした証状、秀吉の浦和宿に対する乱妨狼藉等の禁制、長吉の浦和宿・浦和市の喧嘩口論・押壳押買等の禁制である。本県では熊谷市長野家文書とともに、中世の市に関する文書として重要な位置を占めている。近世文書は14点と少ないが、中期以前の鷹場、伝馬関係があり、とくに元禄10年（1697）の浦和市高見世場絵図は一部が欠けてはいるものの、浦和宿の構成の実体をとらえることができるものである。



天正18年7月日 豊臣秀吉禁制（No.2）

大野（正）家文書

おおの（まさ）け・もんじょ

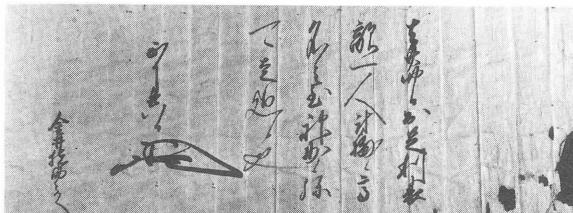


申（天正12）3月25日 上田憲定朱印状（No.2）

本文書は横見郡流川村（現比企郡吉見町）の村方文書。大野家は松山城主上田氏の旧臣と伝える。近世文書は前期・後期に集中し、中期は少ない。特に元和～寛永期の旗本佐久間氏知行地における年貢・新田開発・村の成立などに關係する文書が12点とまとまっている。中世文書は3点あり、天正3～7年（1575～79）と推定される案独斎（上田朝直）宛て北条氏政書状には甲斐武田氏の動向が記載されている。天正12年と推定される上田憲定朱印状は寺領宛行の内容で、ともに大里郡冴山村（現大里郡大里村）根岸文書（東京大学史料編纂所架蔵影写本）の原文書と思われる。いずれも松山城主上田氏関係の文書である。元亀2年（1571）の藤波直家証状は現養律师に奈良梨郷（現比企郡小川町）において三室仏供免田を寄進する内容であるが、伝来は未詳。

金井家文書

かないけ・もんじょ



（天正18）正月28日 北条氏直感状（No.2）

金井家はもと那珂郡広木村（現児玉郡美里町）の在地土豪の系譜をひき、鉢形北条氏邦家臣団の一人であった。中世文書は2点、ひとつは天正8年（1580）に推定される北条氏邦朱印状で、無足であった金井源左衛門の走廻りを賞して広木及び上州に知行地を宛行ったもの。天正18年と推定される北条氏直感状は、豊臣秀吉の小田原攻め直前に起きた足利表の合戦の功を賞したものである。近世文書は5点あり、井伊直孝、小笠原長宣、酒井忠清、伊達綱村、猪飼半助らの書状で、その伝来は未詳である。このうち猪飼半助書状は広木村大興寺・常福寺・清統院宛となっている。旗本猪飼氏は文禄年間から広木村を知行地としており、大興寺が墓所となっていた。半助は猪飼氏の系図にみえないが、猪飼氏の一族と思われる。ほかの4点は著名な大名の書状で、内容は儀礼的なものが主である。

小室家文書

こむろけ・もんじよ

小室家の祖先は越前国福井藩の出身で、近世中頃比企郡番匠村（現比企郡都幾川村）に移り住んだ。3代目の元長は蘭方医として知られ、以後代々医業を継いだが、明治年間にそれを廃し、その後は教育や文化の面に尽力している。この関係で、同家の文書には多数の医学書が含まれているのみならず、俳諧を始めとして、文化人の典籍や書状類が多いことが大きな特色になっている。中世文書は東寺百合文書の一つとみられる鎌倉時代丹波国大山荘（現兵庫県丹南町）に関わる六波羅御教書をはじめ、南北朝時代の四条隆蔭書状、戦国時代の武田家朱印状、北条氏邦書状がある。これら4点の文書がどのような経路で小室家に入ったのか不明である。さらに、同文書には淨蓮寺、逸見家、斎藤（古）家、相馬家（旧山本坊）など現存文書のほか、所在不明となっている屋代家文書など中世文書の写も多い。



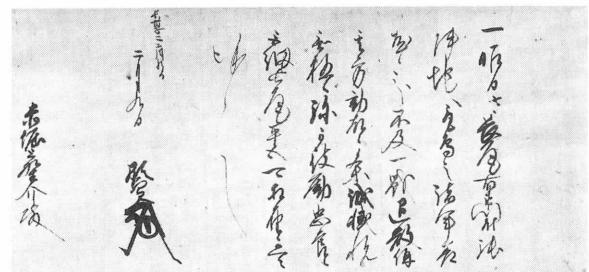
元亜 4 年 9 月 21 日 武田家朱印状(No.5699)

埼玉県立文書館収集文書

さいたまけんりつもんじょかん・しゅうしゅうもんじよ

本館では、埼玉県に関する文書の収集を積極的に行っており、本文書群がこれに相当する。本文書群は現在21点が目録化されており、そのうち中世文書は赤堀文書2点と平岩文書1点の計3点であり、いずれも当館が購入したものである。

赤堀氏は、上野国赤堀郷の在地領主で山内上杉氏の被官として活躍、現在確認されている関係文書33点は当館のほか各地の図書館・博物館・個人等に分蔵されている。当館の赤堀文書は、長享2年(1487)に、上杉顕定が赤堀上野介の戦功を賞した書状と天文15年(1546)の川越合戦で戦死した赤堀上野介の名跡をその娘に継がせた安堵状である。平岩氏は、徳川家康の臣下で、当館の平岩文書は、織田信長の次男信雄が、天正18年(1590)の岩付落城における平岩七之助(親吉)の戦功とその弟の討死を悔んだものである。



(長享 2) 2 月 9 日 上杉顕定書状(No.16)

斎藤（古）家文書

さいとう（ひさ）け・もんじょ



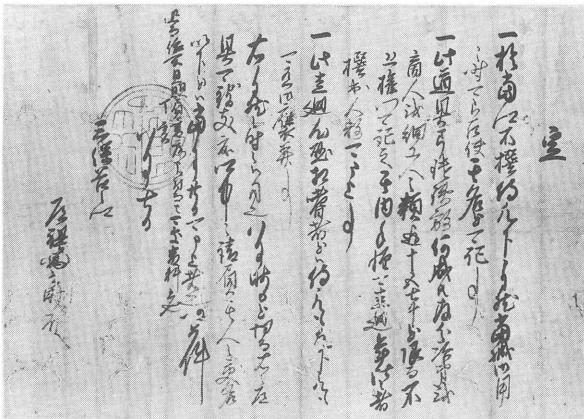
永禄7年6月18日 北条氏邦朱印状(No.3)

斎藤家の中世文書10点はすべて後北条氏から斎藤氏に発給された文書である。当時の秩父地方は、鉢形城主北条氏邦による鉢形領に属した。斎藤氏は氏邦により家臣団に編成された秩父谷の在地領主の一人である。そのため、小田原本家からの発給文書は、永禄3年(1560)と推定される北条氏康感状1点(上杉謙信越山にともなう大宮合戦に際してのもの)で、以後は氏邦からのものである。このうちには、氏邦の幼名乙千代の判物、氏邦発給文書の初見である永禄7年(1564)6月18日の印判状が含まれている。また、綿や炭焼きといった当時の秩父地方の産業を伝える点でも貴重な文書群である。

斎藤家は、近世には名主等の村役人を代々勤めた。近世文書のうち3点は当館に寄託されているが、文書群の中核をなす近世・近代文書674点は秩父市立図書館に寄託されており、当館ではその複写本を閲覧に提供している。

道祖土家文書

さいどけ・もんじょ



丁亥（天正15）8月7日 太田氏房朱印状(No.18)

道祖土家は、藤原氏を祖とし、比企郡八林郷(現川島町)を本拠地とする在地土豪で、戦国期には岩付太田氏や後北条氏に属した。同家の一派は天正18年(1590)の岩付落城以降、登戸村(現鴻巣市)に土着、同村の名主を勤めている。

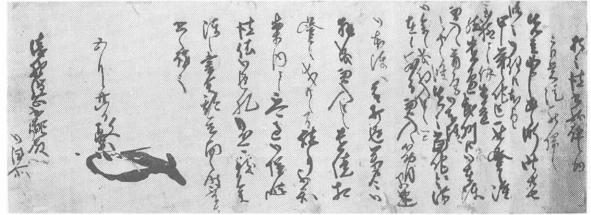
道祖土家文書は、岩付太田氏(資頼・資正)関係文書4点、北条家虎朱印状4点、北条氏政「有効」朱印状2点、北条家印文未詳文書2点、太田(北条)氏房「心簡剛」朱印状12点、ほかに八林郷給人書上1点と道祖土図書助着到書上1点の計26点からなり、そのすべてが戦国期の文書である。太田資頼・資正発給文書は知行宛行、伝馬役等に関する文書、北条家関係の朱印状8点は代官補任・検地書出・着到状等の文書である。太田(北条)氏房の関係文書12点は、堤や城堀の普請にかかる人夫役の徵発に関するものが大半で、料紙は切紙が多い。

杉浦家文書

すぎうらけ・もんじよ

杉浦家は、桓武平氏の流れを汲むといわれ、戦国期は豊臣秀吉、関ヶ原合戦以降は徳川家康に服属、以後関東郡代伊奈氏の家臣として秩父郡を支配し、下総国船橋八日市場を本拠地とした。その後、慶長13年(1608)に現在の本拠地である葛飾郡松伏領大川戸村(現松伏町)の陣屋に移住している。

杉浦家文書は、唯一の中世文書である伊達政宗書状1点と、伊奈氏との関係文書や杉浦家の系図・由緒書、および大川戸村の地方支配に関する文書等からなる近世文書202点の計203点である。伊達政宗書状は、政宗が天正18年(1590)の小田原征伐に際して豊臣秀吉の重臣浅野長吉に対して自らの甲府到着を告げたものであり、惣無事令以降の伊達氏の動向を知る上で重要な文書である。なお、同年5月24日付伊達政宗書状が『浅野家文書』中にあり、本文書の関連文書として注目される。



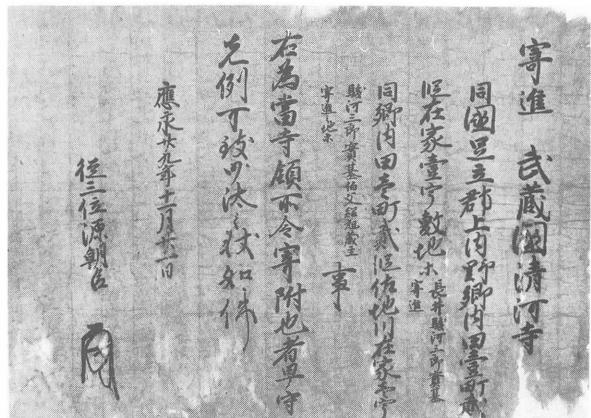
(天正18) 5月28日 伊達政宗書状(No.26)

清河寺文書

せいがじ・もんじよ

大宮市清河寺に所在する清河寺は、臨済宗鎌倉円覚寺末。開山は円覚寺第38世仏慧禪師傑公是英で、延文5年(1360)の創建と伝える。

清河寺文書は、室町～戦国時代の中世文書7点と近世文書40点の計47点からなり、そのうち中世文書の内訳は鎌倉公方足利持氏の文書3点、岩付城主太田資正の文書2点、同氏資の文書が1点、太田(北条)氏房の文書1点である。持氏発給の文書3点は、いずれも応永29年(1422)で、同寺を祈願所とし、田地や屋敷地を寄進するとした文書である。太田資正発給の文書2点は、資正が天文23年(1554)に昌書記の清河寺入寺了承と門前住人の移転禁止を命じた文書であり、資正の岩付領支配を知る上で興味深い文書である。氏資と氏房の発給文書はいずれも同寺の諸役免除と門前不入を禁じたものである。



応永29年11月21日 足利持氏寄進状(No.2)

相馬家（山本坊）文書

そうまけ（やまもとぼう）・もんじょ



天正11年7月28日 慶忠書状(No.700)

近世に本山派修験大先達として活躍した山本坊の文書である。中世の山本坊は黒山（現入間郡越生町）にあり、近世初頭に西戸（現同郡毛呂山町）に移った。明治維新の神仏分離令により廃絶、文書は復飾した子孫の相馬家に伝えられた。近世を中心に、中世、近代にもわたる総点数729点の文書群である。中世文書では、聖護院坊官慶忠の書状2点がある。ともに代々の奉書に任せ秩父六十六郷の先達職を安堵したものである。1点は無年号であるが、もう1点は天正11年（1583）のものである。さらに、大永8年（1528）の乘々院奉行衆連署奉書写（原文書は浦和市市川家文書）があり、この先達職がこれ以前からのものであることがわかる。早い時期からの勢力が想像されるが、初期の動向については明確ではない。なお、写ではこの他、文安元年（1444）の山本坊栄円旦那譲状、永正14年（1517）の尊能・直朝連署奉書がある。

忠恩寺文書

ちゅうおんじ・もんじょ



天文22年6月11日 太田資正判物(No.2)

忠恩寺は、南埼玉郡白岡町高岩にある浄土宗寺院。嘉吉2年（1442）と永禄2年（1559）の年紀をもつ縁起が残っており、これによると天喜2年（1054）渋江兼重の開基で、寛元2年（1244）には鎌倉幕府により関東台密四十余院の一つとされた（浄土宗には応永19年—1412—改宗）。その後、岩付太田氏の庇護を受けており、門前の人足棟別役（家屋の棟数別に課した税・役負担）を免除した天文22年（1553）の太田資正判物が中世文書として1点残されている。また、永禄2年には上杉謙信が陣を構え、四海平安の祈禱を命じたと伝える。

近世には、幕府から寺領30石の寄進を受けており、慶安2年（1649）の徳川家光以下、9点の朱印状が残されている。この他、弘化3年（1846）の女房奉書1点があり、総点数は12点である。

戸張家文書

とばりけ・もんじょ

戸張氏は系図（『埼玉叢書』4所収）によると、上総介平高望の後胤で、11代胤綱が下総国葛飾郡戸張村（現千葉県柏市）に住してより戸張姓を称したという。応永年中に吉川（現北葛飾郡吉川町）に移住したといい、戦国時代には古河公方の重臣築田氏の家臣であった。総点数7点の戸張家文書のうち、中世文書は4点でいずれも築田持助の発給文書。持助は天正2（1574）年に本拠関宿城（現千葉県関宿町）を攻略され、水海城（現茨城県総和町）に移るが、この4点の発給文書は、これをはさむ元亀2年（1571）から天正3年（1575）という時期のものである。天正3年3月15日の2点は吉川宿を戸張氏に安堵し、再興をはかるうとする一連のものであるが、このうち朱印状はこの年から発給はじめられたもの。印章は印文未詳、二重方郭の朱印。



元亀2年3月27日 築田持助判物(No.1)

長野家文書

ながのけ・もんじょ

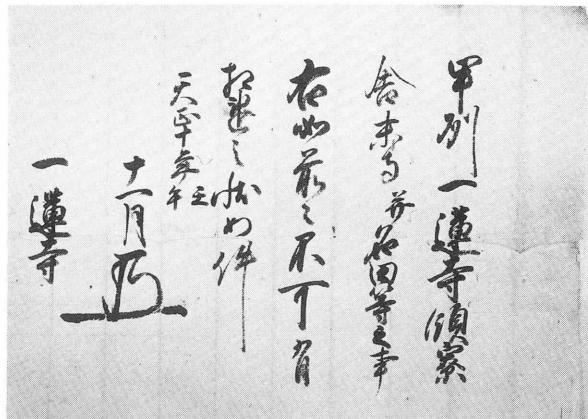
長野家は熊谷宿（現熊谷市）の有力商人で、その文書群は戦国期から近世・近代にわたる222点からなるものである。戦国期には、忍城主成田氏の保護を受けており、成田氏長から長野喜三に出された天正期の文書4点が残されている。氏長の代には後北条氏領国下、領内支配が進展したが、長野喜三は熊谷町で木綿売買の宿や小間物の店を氏長の許可のもとに開いている（No.2、3文書）。他の2点は、伊勢參宮からもどった喜三を氏長がねぎらった朱印状（No.1文書）と伊勢の連歌師村岡玄佐の妻子の迎えを依頼する判物（No.4文書）である。長野氏、ひいては長野氏を通じての成田氏の伊勢とのつながりが窺われる。また、喜三が商人としてだけではなく、連歌などの文化面でも活動した可能性を推測させる（氏長は北武蔵を代表する歌人）。なお、氏長の朱印は印文未詳、三重方郭印。



天正8年12月12日 成田氏長朱印状(No.3)

西角井家文書

にしつのいけ・もんじょ

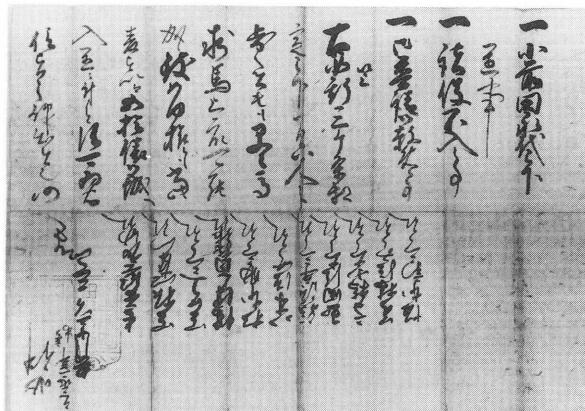


天正10年11月 德川家康判物(No.6584)

西角井家は、武藏国一宮・旧官幣大社である大宮市高鼻の氷川神社旧神主家である。その文書群は総点数11、181点にも及ぶもので近世・近代の神社文書として貴重なものである。その史料群は大きく(1)伝来文書9,217点(明治期以前約39.6%、明治期60.4%)、(2)諸国朱印状1,048点、(3)典籍1,053点にわけられるが、中世文書9点はすべて(2)諸国朱印状に含まれる。これは、明治新政府が回収した江戸幕府歴代將軍の寺社宛朱印状で、明治時代の当主忠正氏が古道具店から一括購入したものということである。何らかの理由で民間に流出したものと考えられるが、そのほとんどは、その効力を否定するかのように料紙中央で天地に切断され、朱印あるいは花押の部分が墨で消されている。本館収蔵後、復元可能な限り修復を行なった。徳川將軍家朱印状のほか、織田信長黒印状、太田氏房朱印状等も含まれているが、断簡のままである。

長谷部家文書

はせべけ・もんじょ



元亀2年5月16日 北条氏邦朱印状(No.1)

後北条氏は、領国の重要拠点に支城をおき、その管轄領域は「領」とよばれた。鉢形城主北条氏邦の支配する鉢形領では、家臣となった在地土豪層を「衆」として掌握して軍役を課した。長谷部氏は榛沢郡小前田（現大里郡花園町）に住した小前田衆の頭領であった。

本文書群は15点からなるが、うち中世文書は4点で、いずれも氏邦が長谷部氏あるいは小前田衆に与えたものである。これらの文書からは、馬上衆、歩衆からなる10人程の小前田衆の構成（No.1文書）や、領地安堵・諸役不入・普請役免除を認める一方で衆の充実を求める過程（No.2文書）といった軍役のあり方が窺われる。また、No.3文書は長谷部備前守が塩の荷留ができる範囲を明示したもので、鉢形領内の流通構造をうかがわせるものとして貴重な史料である。

不動院文書

ふどういん・もんじょ

不動院は、葛飾郡小淵村（現春日部市）の吉利根川左岸自然堤防上に拠点を置き、戦国～江戸時代にかけて、関東において勢力を誇った京都聖護院門跡を頂点とする本山派修験である。戦国時代の不動院は同じ本山派修験の小田原玉滝坊とともに関東の修験者を統括する立場にあり、江戸時代も県内の配下修験だけでも53か寺を数えるほどその勢力は強大であったが、明治5年(1872)の修験道廃止令により組織が解体、その後移転先の東京で戦災により寺院自体も消滅した。

不動院文書は、このような状況下で前住職金子家に伝存したものである。文書の概要は天正8年(1580)に北条氏政が不動院に対して東上州年行事職を追認した中世文書1点と天正19年(1591)に聖護院門跡が後北条氏時代の不動院と玉滝坊の権限を認めた御教書、翌20年に徳川家康がこれを追認した朱印状を含む近世・近代文書32点の計33点よりなる。



天正8年正月19日 北条氏政判物(No.1)

逸見家文書

へんみけ・もんじょ

逸見家は清和源氏の出自で、新羅三郎義光の末裔といわれる。甲斐国巨摩郡速（逸）見郷を本拠地としたが、戦国期に秩父日野沢に移り高松城（現皆野町）を築城、藤田康邦・北条氏邦に仕えた。天正18年(1590)の鉢形落城以降は、秩父郡野巻村（現皆野町）に土着、同村の名主を勤めた。

逸見家文書は、北条宗家ならびに北条氏邦（幼名乙千代）が発給した中世文書9点と近世初頭の野巻村検地帳と逸見家に縁のある大通院と薬王寺関係の近世文書19点ほか逸見家家譜等2点の計30点からなる。中世文書9点は、高松城の明け渡しを命じた北条家虎朱印状1点、用土新左衛門・逸見蔵人ら秩父衆宛の乙千代書状・判物3点、軍勢催促・知行宛行・陣番普請法度等の氏邦朱印状4点、逸見家の知行地に関する氏邦裁許状1点であり、氏邦の初期鉢形領支配の様子をよく伝えている文書群である。



(永禄5) 4月2日 乙千代書状(No.9)

法華寺文書

ほっけじ・もんじよ

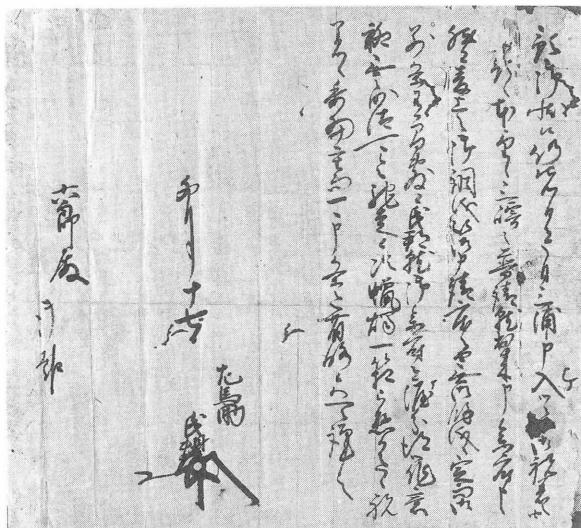


元弘3年12月12日 後醍醐天皇綸旨(No.1)

法華寺は岩槻市飯塚にある臨済宗円覚寺派の古刹。開山は是徹禪師（暦応元年—1338—示寂）で鎌倉時代末期の建立と考えられるが、その年代・開基は不明。文書は中世から近代に及び、総点数は352点を数える。このうち中世文書は5点で、（1）建新政期の後醍醐天皇綸旨と足利尊氏御判御教書、（2）岩付太田氏発給文書3点に大別される。後醍醐天皇綸旨は県内に残された唯一のもので、新政府による寺領安堵の内容である。しかし、その実は必ずしも実現されず、在地の国人と思われる大河原又三郎の押領を受けていた。尊氏の御教書は武藏国の国司・守護として、その濫妨の停止を命じたもの。尊氏の発給文書も県内では希少なものであり、そのうちでも最も古いものである。（2）の3点は、氏資・氏房による門前諸公事・棟別諸勧進停止、及び氏房による寺領寄進の文書である。

堀口家文書

ほりぐちけ・もんじよ



卯月17日 北条氏規書状(No.1642)

堀口家は、新田氏の一族堀口美濃守貞満の末裔である三郎満久が高麗郡に居住したことに起因するといわれる。『新編武藏風土記』によれば戦国期は後北条氏に仕えていたことが知られるが、詳細は不明である。

堀口家文書は、中世文書1点と近世初頭から幕末までの近世地方文書1,246点、戸長役場関係文書が主体である近代文書444点、典籍28点の計1,700点で、近世文書中には天明3年(1783)の一橋領内一揆や慶應2年(1866)の武州一揆関係の記録、高麗市関係文書等の特筆すべき文書が含まれる。中世文書1点は、年未詳卯月17日付の六郎宛北条氏規書状で、内容は三崎城の普請完成と氏規・氏邦の小田原参府についての六郎（氏康の子と推定されるが不詳）への報告である。なお、本文書が堀口家へどのような経緯で伝えられたかは定かでない。

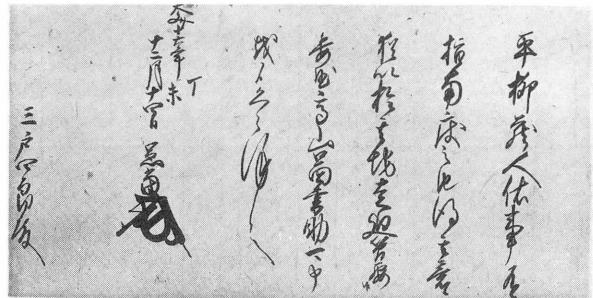
三戸家文書

みとけ・もんじょ

三戸家は、三浦・長尾家の一族で、相州三戸（現神奈川県三浦市）を本拠地とし、戦国期には、太田・上田・萩谷氏らとともに扇谷上杉氏の被官として活躍したといわれる。

三戸家文書は本来22点からなり、その大半が岩付太田氏関係文書である。現在これらの文書は一族の間で分蔵されており、当館所蔵三戸家文書は兵庫県小野市の三戸友子氏より寄贈されたものである。

当館所蔵三戸家文書は、天文16年（1547）12月24日付で関東管領上杉憲当（憲政）が三戸四郎に対して岩付太田氏臣平柳藏人の指南を認めた書状1点、および岩付城追放後、父太田資正とともにその奪回を目指していた梶原政景が、5月18日付で河越地方の在地土豪古尾谷隼人佐に対して岩付城奪回成就の暁に100貫文の地を与えることを約束した書状1点の計2点であり、戦国期の領主制を考える上で貴重な文書となっている。



天文16年12月14日 上杉憲当書状(No.1)

明星院文書

みょうじょういん・もんじょ

明星院は、足立郡倉田村（現桶川市）にある新義真言宗智山派に属する寺院で、永和3年（1377）頃の創建といわれる。なお、明星院の第13世良鑄はそれまで居住していた小室（現北足立郡伊奈町）の無量寺闕伽井坊の地を伊奈忠次の所望により譲渡し明星院に移住、中興開山となっている。

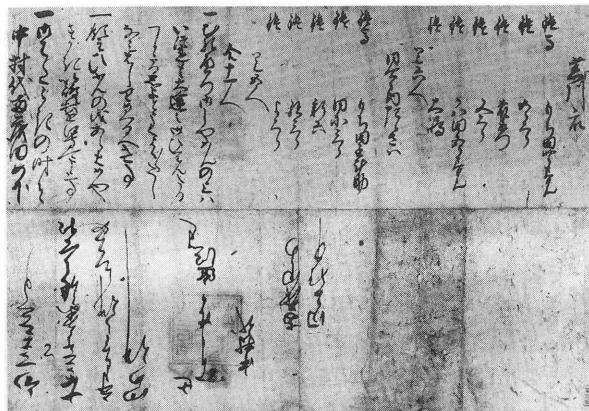
明星院文書は総点数927点で、岩付太田氏や後北条氏からの闕伽井坊宛中世文書7点のほか、近世文書では伊奈忠次からの替地に関する文書や慶長18年の徳川家康から出された関東新義真言宗法度、さらに多数の聖教（印信・次第）関係文書が残されている点が特筆される。中世文書7点の内訳は太田資正の制札が1点、寺内門前不入・寺領安堵に関する太田氏資判物が2点、棟別免除・裁許・禁制・開発に関する北条家虎朱印状が4点であり、戦国大名による寺院支配の実態をうかがうことができる。



天正2年9月10日 北条家裁許朱印状(No.4)

持田（英）家文書

もちだ（ひで）け・もんじょ



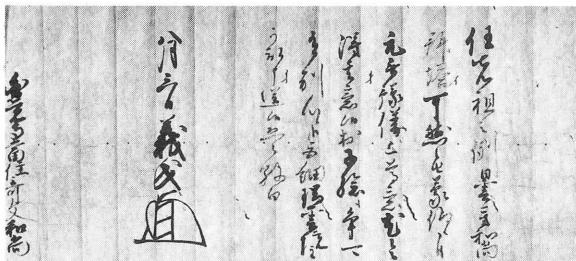
丑（天正 5）8月20日 北条氏邦朱印状(No.2)

持田家の出自については未詳であるが、文書より戦国期には鉢形城主北条氏邦の配下で、榛沢郡荒川郷（現大里郡花園町）を中心とする「荒川衆」の頭領として存在していたことが窺える。鉢形落城後は、荒川村に土着したが、在地土豪としての性格は依然として継承し、近世の大部分を世襲名主として過ごしている。

持田家文書は、天正期の氏邦朱印状からなる中世文書6点と文禄4年（1595）の検地帳を中心とする近世初頭～近代初頭の地方文書880点、それに伝来が未詳である大久保長安や松平忠吉ら近世初頭に活躍した人物の書状21点の計907点である。中世文書6点の内容は軍役規定や荒地開発、検地書出・郷内撻等と多岐にわたっており、氏邦家臣団の実態を具体的に伝える文書が多い。

龍興寺文書

りゅうこうじ・もんじょ



8月3日 足利義氏書状(No.3)

龍興寺は、埼玉郡上崎村（現北埼玉郡騎西町）にある臨済宗鎌倉円覚寺派の寺院であり、中興開山曇芳は、永享8年（1436）の寂と伝える。近世には3か所の末寺を持ち、栄えたことが知られる。

龍興寺文書は、古河公方足利氏発給の中世文書3点と教義・教團関係を中心とする近世・近代文書52点の計55点からなる。中世文書3点は、龍興寺を足利持氏の御牌所とし、その寺領安堵を伝えた足利政氏判物1点、龍興寺の寺領安堵に関する足利義氏判物1点、そして、円覚寺住僧奇文禪才宛の曇芳拝塔に関する足利義氏判物1点である。

なお、龍興寺には伝足利持氏・安王・春王供養塔（宝篋印塔）3基（県指定史跡）があり、これらの文書とともに古河公方との関係が偲ばれる。

埼玉県立文書館収蔵中世文書目録

No.	年号	西暦	文書名	法量	形態等	整理No.
安保文書 37点						
①	文保2.12.24	1318	関東下知状	33.8×38.2		1
2	建武2.6.3	1335	高師直添状	28.3×38.3		2
3	建武3.12.11	1336	足利直義下文	31.4×40.6		3
4	建武4.4.12	1337	高重茂奉書	30.6×41.0		4
5	暦応2.6.11	1339	高師冬奉書	31.2×40.7		5
6	暦応3.正.24	1340	安保光泰讓状	31.7×101.3		6
7	観応元.8.9	1350	高師直宛行状	27.9×34.1		7
8	康安元.11.26	1361	足利基氏軍勢催促状	29.9×36.3		8
9	貞治2.12.22	1363	足利基氏御判御教書	29.9×37.3		9
10	永徳元.11.22	1381	足利氏満御判御教書	29.5×36.2		10
11	(年未詳)8.28		足利義持感状	28.9×35.6	以上11点第1巻	11
12	永享12.2.17	1440	足利義教御教書	27.0×37.0		12
13	(永享12)12.1	1440	上杉憲実書状	21.7×38.3	切紙	13
14	(永享12)12.3	1440	上杉憲実書状	21.6×32.6	切紙	14
15	(永享12)12.6	1440	上杉憲実書状	21.2×37.6	切紙	15
16	(永享12)12.26	1440	上杉憲実書状	22.2×34.8	切紙	16
17	(永享13)正.25	1441	長尾景仲書状	17.8×30.7	切紙	17
⑯	(嘉吉元)7.9	1441	上杉清方書状	20.6×34.4	切紙	18
19	(文明11)正.8	1479	足利成氏書状	17.6×32.8	切紙	19
20	(年未詳)正.13		足利成氏感状	18.3×33.2	切紙	20
21	(年未詳)3.23		足利成氏安堵状	20.0×36.9	切紙	21
22	(年未詳)4.19		足利成氏安堵状	18.8×32.3	切紙	22
㉓	(年未詳)5.28		足利成氏安堵状	18.7×32.0	切紙	23
24	(年未詳)5.28		足利成氏安堵状	18.3×31.7	切紙・以上13点第2巻	24
25	(永正9)7.2	1512	足利高基感状	22.0×40.8	切紙	25
26	(年未詳)12.15		上杉憲房感状	16.5×20.7	小切紙	26
27	(年未詳)2.23		足利高基感状	21.5×35.8	切紙	27
28	(年未詳)5.16		足利高基書状	14.8×13.0	小切紙	28
29	(年未詳)6.晦		足利高基書状	21.2×36.0	切紙	29
30	(年未詳)7.20		足利高基書状	20.9×38.6	切紙	30
31	(年未詳)10.29		足利高基書状	21.2×39.5	切紙	31
㉒	(年未詳)霜.晦		足利高基書状	22.1×41.2	切紙	32
㉓	天文12.7.23	1543	安保全隆置文	31.1×43.0		33
㉔	(年未詳)正.20		足利晴氏官途状	19.9×45.2	切紙	34
35	(年未詳)4.10		足利晴氏書状	20.1×39.7	切紙	35
36	癸亥(永禄6)5.10	1563	北条氏康・同氏政連署 判物	29.0×45.0	折紙	36

No.	年号	西暦	文書名	法量	形態等	整理No.
37	(永禄12)7.朔	1569	北条氏康書状	28.5×43.4	以上13点第3卷	37
安部家文書 1点						
①	天正7.霜.16	1579	不動院頼長書状	27.0×39.0	額装	300
石垣家文書 17点						
1	(天正11)卯.20	1583	直江兼続・狩野秀治連署書状	28.3×44.4		1
2	(天正11)卯.21	1583	直江兼続・狩野秀治連署書状	28.1×44.0		2
③	(天正11)卯.22	1583	上杉景勝書状	28.5×44.7		3
4	(天正11)卯.26	1583	上杉景勝書状	27.8×42.5		4
5	天正6.霜.10	1578	上杉景勝宛行状	27.1×43.7	折紙	5
⑥	天正10.8.7	1582	上杉景勝朱印状	28.6×45.4	折紙	6
7	(天正11)卯.22	1583	直江兼続書状	26.2×43.0		7
8	天正10.7.19	1582	上杉景勝過所	28.7×43.7	折紙	8
9	天正11.9	1583	上杉景勝安堵状	27.8×43.6		9
10	(天正11)卯.20	1583	狩野秀治書状	24.7×39.8		10
11	(天正11)卯.13	1583	直江兼続・狩野秀治連署書状	28.4×42.5		11
12	(天正11)卯.4	1583	狩野秀治書状	24.8×40.0		12
13	(天正11)4.20	1583	鳴津忠直書状	28.2×39.0		13
14	(年未詳)5.26		鳴津忠直書状	30.4×42.1		14
15	(年月日未詳)		直江兼続覚書	28.2×38.2		15
16	天正10.7.13	1582	上杉景勝朱印状	29.7×130.5		16
17	天正10.7	1582	上杉景勝條書	28.7×72.0		17
市川家文書 1点						
①	子(天正4)11.26	1576	大道寺政繁判物	31.6×41.2	折紙・巻子	2
井原家文書 14点						
①	(天正15)10.27	1587	豊臣秀吉朱印状	46.0×126.7		1
2	天正9.8.19	1581	福原貞俊等連署起請文	25.5×54.8		85-1
3	天正10.正.21	1582	毛利輝元起請文	23.3×62.1		85-2
4	天正10.6.9	1582	毛利輝元等連署起請文	23.3×57.5		85-3
5	天正11.閏正.12	1583	毛利輝元起請文	23.4×59.0		85-4
6	天正11.閏正.12	1583	小早川隆景・吉川元春連署起請文	23.1×58.0		85-5
⑦	(年未詳)9.9		毛利輝元書状	29.1×43.6		85-6
⑧	(年未詳)9.9		毛利輝元書状	29.0×44.1		85-7
9	天正12.9.9	1584	小早川隆景起請文	28.9×89.9		85-8
10	天正12.9.9	1584	小早川隆景書状	28.9×45.3		85-9

No.	年号	西暦	文書名	法量	形態等	整理No.
11	(年未詳)9.9		小早川隆景・福原貞俊 連署書状	30.6×97.7		85-10
12	(年未詳)8.19		伊賀余三郎知行地書立	25.9×43.4	折紙	85-11
13	(年未詳)2.13		毛利輝元書状	29.0×43.4		85-12
14	(天正11)閏正.13	1583	毛利輝元書状	27.4×42.7	折紙・以上13点1巻	85-13
浦和宿本陣文書 4点						
1	(年未詳)3.18		北条家朱印状	15.9×42.8	折紙丸	1
②	天正18.7	1590	豊臣秀吉禁制	45.8×66.5		2
③	天正18.7	1590	浅野長吉禁制	33.7×50.5		3
④	(天正18)卯.29	1590	浅野長吉証状	29.8×47.6	折紙・以上4点1巻	4
大野(正)家文書 3点						
①	(年未詳)6.25		北条氏政書状	29.4×36.8		1
②	申(天正12)3.25	1584	上田憲定朱印状	30.7×45.9	折紙	2
3	元亀2.3.21	1571	藤波直家証状	31.6×21.7	縦切紙	3
金井家文書 2点						
①	辰(天正8)3.6	1580	北条氏邦朱印状	30.6×44.0	折紙	1
②	(天正18)正.28	1590	北条氏直感状	17.3×47.8	切紙	2
小室家文書 4点						
①	寛元4.12.25	1246	六波羅御教書	32.0×29.5		5696
②	(延文6)2.29	1361	四条隆蔭書状	34.1×53.0		5697
③	元亀4.9.21	1573	武田家朱印状	30.6×46.7		5699
④	(天正11)5.17	1583	北条氏邦書状	29.5×29.8		5700
埼玉県立文書館収集文書 3点						
①	(天正18)5.22	1590	織田信雄書状	15.0×60.9	切継紙・掛幅	12
②	(天文15)4.27	1546	上杉憲政書状	29.6×46.9	掛幅	13
③	(長享2)2.9	1488	上杉顯定書状	18.8×41.5	切紙・掛幅	16
斎藤(古)家文書 10点						
①	(永禄3)10.17	1560	北条氏康判物	31.0×44.5	折紙	1
2	(年未詳)9.8		乙千代丸判物	30.9×40.7	折紙	2
③	永禄7.6.18	1564	北条氏邦朱印状	32.7×45.5	折紙	3
4	永禄9.閏8.2	1566	北条氏邦朱印状	31.2×41.5	折紙	4
5	戊辰(永禄11)12.6	1568	北条氏邦朱印状	31.5×42.4	折紙	5
6	元亀3.7.26	1572	北条氏邦朱印状	32.1×42.4	折紙	6
7	元亀3.7.26	1572	北条氏邦朱印状	32.0×46.6	折紙	7
8	申(元亀3)7.26	1573	北条氏邦朱印状	32.1×41.0	折紙	8

No.	年号	西暦	文書名	法量	形態等	整理No.
⑨	天正16.正.3	1588	北条氏邦朱印状	31.8×22.9	豎切紙	9
⑩	甲戌(天正2)9.1	1574	北条氏邦朱印状	32.5×22.6	豎切紙	10

道祖土家文書 26点

1	(年未詳)8.21		太田資頼判物	32.4×40.5	折紙	1
②	享禄3.10.26	1530	太田資頼判物	32.5×47.6	折紙	2
③	弘治3.4.8	1557	太田資正判物	31.0×45.2	折紙	3
4	(永禄5)7.27	1562	太田資正感状	15.9×40.1	切紙	4
⑤	丁卯(永禄10)9.晦	1567	北条家朱印状	31.6×42.5		5
⑥	壬申(元龜3)正.9	1572	北条家朱印状	15.7×41.3	切紙	6
7	天正6.卯.7	1578	北条家檢地書出	31.5×105.1		7
8	戊寅(天正6)12.14	1578	北条家朱印状	31.4×41.7		8
9	辛巳(天正9)7.8	1581	北条氏政朱印状	30.6×41.5		9
10	辛巳(天正9)7.17	1581	北条氏政朱印状	15.3×20.4	小切紙	10
11	(天正13)4.5	1585	北条氏政朱印状	31.3×41.7		11
12	(天正13)7.10	1585	北条氏政朱印状	31.4×43.0		12
13	(年未詳)9.23		給人衆知行書上	32.1×36.9	以上13点第1卷	13
⑭	甲申(天正12)2.8	1584	太田氏房朱印状	31.5×22.5	豎切紙	14
15	丙戌(天正14)2.6	1586	太田氏房朱印状	15.7×22.6	切紙	15
16	戊(天正14)6.11	1586	太田氏房朱印状	30.6×22.5	豎切紙	16
17	亥(天正15)2.6	1587	太田氏房朱印状	15.7×22.6	切紙	17
⑯	丁亥(天正15)8.7	1587	太田氏房朱印状	31.4×45.3		18
19	丁亥(天正15)8.8	1587	太田氏房朱印状	15.5×22.4	切紙	19
20	戊子(天正16)正.5	1588	太田氏房朱印状	30.5×21.8	豎切紙	20
21	戊子(天正16)3.20	1588	太田氏房朱印状	15.7×21.6	切紙	21
22	子(天正16)5.5	1588	太田氏房朱印状	14.8×44.0	切紙	22
23	寅(天正18)2.12	1590	太田氏房朱印状	15.4×21.6	切紙	23
24	(年未詳)10.11		太田氏房朱印状	15.7×29.5	切紙	24
25	(天正15)概.24	1587	太田氏房朱印状	15.7×22.2	切紙	25
26	(年月日未詳)		道祖土図書助着到書上	13.2×13.9	小切紙・以上13点第2卷	26

杉浦家文書 1点

①	(天正18)5.28	1590	伊達政宗書状	16.9×47.0	切紙	26
---	------------	------	--------	-----------	----	----

清河寺文書 7点

1	応永29.閏10.7	1422	足利持氏御判御教書	34.0×49.0		1
②	応永29.11.21	1422	足利持氏寄進状	34.0×49.0		2
3	応永29.11.21	1422	足利持氏御判御教書	34.0×56.1		3
4	天文23.4.8	1554	太田資正書状	32.4×47.6	折紙	4
5	天文23.4.8	1554	太田資正書状	32.2×47.8	折紙	5
6	永禄9.11.23	1566	太田氏資判物	32.1×46.1		6

No.	年号	西暦	文書名	法量	形態等	整理No.
⑦	天正15.10.15	1587	太田氏房判物	35.8×50.5	以上7点1巻	7
相馬家文書 2点						
①	天正11.7.28	1583	慶忠書状	29.0×44.0	折紙	700
②	(年未詳)8.9		慶忠書状	31.6×50.0	折紙	712
忠恩寺文書 1点						
①	天文22.6.11	1553	太田資正判物	29.7×43.3	折紙・巻子	2
戸張家文書 4点						
①	元亀2.3.27	1571	築田持助判物	32.5×43.1	折紙	1
2	天正3.3.15	1575	築田持助判物	34.5×50.1	折紙	2
③	天正3.3.15	1575	築田持助朱印状	34.3×40.4		3
4	(年未詳)正.9		築田持助官途状	33.6×46.7	折紙	4
長野家文書 4点						
①	寅(天正6)卯.3	1578	成田氏長朱印状	30.3×40.4	折紙	1
②	天正8.12.15	1580	成田氏長朱印状	30.3×40.4	折紙	2
③	天正8.12.12	1580	成田氏長朱印状	26.3×41.1	折紙・以上3点1幅	3
④	(年未詳)6.朔		成田氏長書状	32.0×46.1	折紙・掛幅	4
西角井家文書 9点						
1	天正14.正.28	1586	太田氏房朱印状	22.7×43.3	折紙・切斷	4999
②	(天正3)11.6	1575	織田信長黒印状	18.8×45.7	上半欠	6438
3	天正9.12.6	1581	徳川家康朱印状	30.2×47.5	折紙・切斷	6471
④	天正10.11	1582	徳川家康判物	31.8×44.7	切斷	6584
5	天正10.卯.24	1582	徳川家康朱印状	31.6×51.7	切斷	6585
6	天正11.4.19	1583	徳川家康朱印状	33.9×51.0	切斷	6586
⑦	天正10.12.5	1582	徳川家康判物	32.9×51.5		6588
⑧	天正11.4.19	1583	徳川家康朱印状	34.2×51.2	切斷	6589
9	天正11.卯.24	1583	徳川家康朱印状	31.7×50.7	切斷	6590
長谷部家文書 4点						
①	元亀2.5.16	1571	北条氏邦朱印状	28.5×40.0	折紙	1
②	庚午(元亀元)極. 11	1570	北条氏邦朱印状	27.3×43.7	折紙	2
③	辰(天正8)12.朔	1580	北条氏邦朱印状	29.9×42.4	折紙	3
4	(年未詳)霜.13		北条氏邦書状	28.3×36.4	折紙	5
不動院文書 1点						
①	天正8.正.19	1580	北条氏政判物	30.5×49.2	巻子	1

No.	年号	西暦	文書名	法量	形態等	整理No.
逸見家文書 9点						
1	西(永禄4)12.3	1561	北条家朱印状	31.3×41.5	折紙	1
②	永禄5.10.10	1562	乙千代判物	35.0×56.1		2
3	(年未詳)12.18		乙千代判物	33.2×47.0	折紙	3
4	寅(永禄9)9.26	1566	北条氏邦朱印状	16.0×46.1	折紙力	4
5	永禄12.9.22	1569	北条氏邦朱印状	31.5×42.8	折紙	5
6	(年未詳)8.10		北条氏邦判物	28.2×45.3	折紙	6
7	い(天正2)3.20	1574	北条氏邦朱印状	31.4×46.0		7
8	丑(永禄8)正.15	1565	北条氏邦朱印状	15.8×45.9	折紙力	8
⑨	(永禄5)4.2	1565	乙千代書状	32.4×35.3	以上 9点 1卷	9
法華寺文書 5点						
①	元弘3.12.12	1333	後醍醐天皇綸旨	32.1×44.6	掛幅	1
②	建武元.2.6	1334	足利尊氏御判御教書	31.0×42.5	掛幅	2
③	永禄9.11.23	1566	太田氏資判物	32.3×42.5		3
4	天正14.11.29	1586	太田氏房朱印状	33.9×50.2		4
5	天正15.10.18	1587	太田氏房朱印状	36.0×51.0	以上 3点 1卷	5
堀口家文書 1点						
①	(年未詳)卯.17		北条氏規書状	30.7×34.1		1642
三戸家文書 2点						
①	天文16.12.14	1547	上杉憲当書状	18.4×36.9	切紙・掛幅	1
②	(年未詳)5.18		梶原政景判物	15.3×47.3	切紙力・掛幅	2
明星院文書 7点						
1	永禄9.11.18	1566	太田氏資判物	28.5×43.4	折紙	1
2	永禄9.11.28	1566	太田氏資判物	16.6×51.2	折紙力	2
3	元亀3.閏正.5	1572	北条家朱印状	31.3×42.2	折紙	3
④	天正2.9.10	1574	北条家裁許朱印状	31.5×51.0		4
5	卯(天正7)10.17	1579	北条家禁制	31.6×41.5		5
⑥	庚辰(天正8)3.15	1580	北条家朱印状	31.2×40.6		6
7	(年未詳)7.朔		太田資正制札	33.1×46.5		7
持田(英)家文書 6点						
1	子(天正4)10.21	1576	北条氏邦朱印状	15.4×83.6	折紙切斷貼継	1
②	丑(天正5)8.20	1577	北条氏邦朱印状	31.3×46.0	折紙	2
3	申(天正12)3.23	1584	北条氏邦朱印状	30.5×44.3	折紙	3
4	戌(天正14)3.15	1586	北条氏邦綻書	30.5×44.0		4
5	亥(天正15)6.10	1587	北条氏邦朱印状	31.2×45.2		5
⑥	戊子(天正16)8.15	1588	北条氏邦檢地書出	31.3×90.0	以上 6点 1卷	6

No.	年号	西暦	文書名	法量	形態等	整理No.
龍興寺文書 3点						
1	(年未詳)7.3		足利政氏安堵状	24.7×48.1	切紙	1
②	(年未詳)2.10		足利義氏安堵状	23.6×46.5	切紙	2
③	(年未詳)8.3		足利義氏書状	20.1×47.2	切紙	3

○囲番号の文書は今回展示のものです。ただし、会期中一部展示替えします。

文 書 館 利 用 案 内

- 開館時間／9：00～17：00
- 休 館 日／月曜日・国民の祝日・休日・毎月末日
年末年始（12月27日～1月5日）
特別整理期間（春秋10日間以内）
- 交通案内／JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線：浦和駅西口下車徒歩12分
JR埼京線：中浦和駅下車徒歩15分
国際興業バス：県庁裏下車（浦和駅→大宮駅）徒歩0分

発行：平成5年11月・編集：埼玉県立文書館 浦和市高砂4-3-18 ☎(048)865-0112 印刷：株太陽美術

彩の国
さいたま

県民の日記念事業
彩の国元年さいたま芸術文化祭協賛事業